

令和5年第4回定例会議事日程（第1号）

令和5年11月30日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について）
- 日程第4 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について）
- 日程第5 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第54号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第55号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第56号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第57号 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第58号 吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第59号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第60号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第61号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第62号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第63号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第16 議案第64号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第65号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第66号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	11月30日	木	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由説明 質疑、討論、採決
第2日	12月1日	金	考案日		
第3日	2日	土	休会		
第4日	3日	日	休会		
第5日	4日	月	考案日		
第6日	5日	火	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 又は委員会付託
第7日	6日	水	考案日		
第8日	7日	木	委員会	午前10時	総務文教委員会
				午前11時	福祉産業建設委員会
第9日	8日	金	委員会	午前10時	予算決算委員会
第10日	9日	土	休会		
第11日	10日	日	休会		
第12日	11日	月	考案日		
第13日	12日	火	本会議	午前10時	一般質問
第14日	13日	水	考案日		
第15日	14日	木	本会議	午前10時	委員長報告 質疑、討論、採決 閉会

令和5年第4回吉富町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 令和5年11月30日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 11月30日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一
 2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦
 3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子
 4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡
 5 番 太田 文則 10番 山本 定生
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 花畑 明 上下水道課長 奥家 照彦
 条の規定により説明 教 育 長 江崎 藏 地域振興課長 石丸 貴之
 のため会議に出席し 未来まちづくり課長 和才 薫 教 務 課 長 鍛治 幸平
 た者の職氏名 総務財政課長 奥本 仁志 建 設 課 長 軍神 宏充
 住 民 課 長 友田 哲也 吉富あいあいセンター長 梅林 正典
 税 務 課 長 岩井 保子 検 査 会 計 室 長 奥本 恭子
 会 計 管 理 者 別府 真二 吉富保育園長 鍛治 淳子
 福 祉 保 険 課 長 石丸 順子
 子 育 て 健 康 課 長

本会議に職務のため 局 長 小原 弘光
 出席した者の職氏名 書 記 鶴本 宏

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。

ただいまから、令和5年第4回吉富町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日から12月14日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの15日間と決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について）

日程第4. 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について）

日程第5. 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6. 議案第54号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7. 議案第55号 吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8. 議案第56号 吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9. 議案第57号 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

日程第10. 議案第58号 吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

日程第11. 議案第59号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について

日程第12. 議案第60号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について

日程第13. 議案第61号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第14. 議案第62号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）につい

て

日程第15. 議案第63号 令和5年度吉富町一般会計補正予算（第7号）について

日程第16. 議案第64号 令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について

日程第17. 議案第65号 令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第18. 議案第66号 令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）につい

て

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第51号から日程第18、議案第66号のうち日程第5、議案第53号、日程第6、議案第54号、日程第11、議案第59号、日程第12、議案第60号、日程第13、議案第61号、日程第14、議案第62号を除く10案件については、本日は提案理由の説明だけにとどめます。

日程第3、議案第51号から日程第18、議案第66号までの16案件を一括議題にいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和5年第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたびの定例会には、承認案件2件、条例案件6件、予算案件8件の計16案件を御提案をし、御審議をお願いするものでございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第51号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

令和5年度吉富町一般会計補正予算（第4号）として、既定の歳入歳出予算に、それぞれ946万7,000円を追加をし、予算総額を39億2,802万4,000円とするものであります。

本年8月の雷により、小学校の空調設備と監視カメラ、フォーユー会館・体育館・武道館の火

災報知設備に被害が生じ、一刻も早く修繕する必要があることから、令和5年10月11日付で補正予算を専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第52号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

令和5年度吉富町一般会計補正予算（第5号）として、既定の歳入歳出予算に、それぞれ346万5,000円を追加し、予算総額を39億3,148万9,000円とするものであります。

本年8月の雷被害について、10月11日の補正予算の専決処分後に小学校の火災報知設備にも被害が生じていることが判明をし、すぐにでも修繕する必要があることから、令和5年10月31日付で補正予算を専決処分したので、法の定めるところにより議会に報告をし、承認を求めるものであります。

議案第53号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年8月の人事院勧告に基づき、本町においても、勧告に沿って一般職の職員の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第54号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づき、一般職の職員に準じて給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第55号は、吉富町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法改正に伴い、コンビニエンスストア等に設置をする多機能端末機による印鑑登録証明書の交付手続に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第56号は、吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法改正に伴い、出産をする被保険者を対象に、産前産後期間の国民健康保険税を減免する規定を新たに設けるため、また、本町独自で基準日以前の今年度対象者にも減免を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第57号は、吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和5年度から、し尿処理場が吉富町から豊前市へ変更されたことに伴い、し尿運搬車両の走行距離が伸び、収集コストが上昇したことから、し尿処理手数料の引上げの必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第58号は、吉富町空家空地対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てであります。

空家対策を強化するための法改正に伴い、関係規定の整備を図るとともに、条例で定める法の定め対象とならない空家及び空地についても法改正の内容を反映するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第59号は、令和5年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ948万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,097万8,000円とするものであります。

議案第60号は、令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ14万5,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を8億1,440万3,000円とするものであります。

議案第61号は、令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的支出に33万3,000円を追加するものであります。

議案第62号は、令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入に4万円、収益的支出に43万5,000円を追加するものであります。

以上の議案第59号から議案第62号までの補正予算は、いずれも人事院勧告に基づく人件費の補正のみを計上しております。

議案第63号は、令和5年度吉富町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ4,514万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億8,612万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、19款1項繰越金で3,494万4,000円の増額、歳出の主なものとしましては、2款3項戸籍住民基本台帳費で1,153万3,000円の増額、10款3項中学校費で1,248万1,000円の増額などとなっております。

法改正により戸籍の氏名に振り仮名を追加するためのシステム改修費や、前年度補助金の清算に伴う返還金などが主な補正の内容となっております。

また、補正予算書第2条で繰越明許費を設定いたしております。

議案第64号は、令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に、それぞれ892万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,332万9,000円とするものであります。

議案第65号は、令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的支出に58万円を追加するものであります。

議案第66号は、令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。
収益的収入に6万4,000円、収益的支出に71万円をそれぞれ追加をするものであります。
以上、提出議案については、いずれも行政運営上、大変重要なものでございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本 定生君） 提案理由の説明が終わりました。

議事を続けます。

日程第5、議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第53号について御説明をいたします。

人事院勧告の内容に沿って、本町職員の給与条例を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定は、月例給、ボーナスの引上げ、テレワークの普及に伴う在宅勤務等手当の新設となっております。

月例給につきましては、本年4月時点で民間給与が、国家公務員の月例給を平均3,869円、率にして0.96%上回る結果となりました。そのため、4月に遡って給料表を大卒初任給で1万1,000円、高卒初任給で1万2,000円、そのほか、若年層が在籍する号給に重点を置きながら、全ての号給について1,000円から最大1万2,000円程度の引上げ、率にして平均1.1%引き上げる勧告が行われております。

ボーナスについても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間支給割合が、国家公務員を0.09月分上回ったことから、0.10月分の引上げ勧告が行われております。

なお、引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとなっております。

本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく、御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書の6ページ、あわせて、附属資料の1ページ、新旧対照表も御覧いただければと思います。

○議長（山本 定生君） 長くなりそうなら着座して。

○総務財政課長（奥本 仁志君） では、着座で失礼いたします。

それでは、まず第1条の改正についてになります。

改正いたします第20条は、期末手当の支給割合等を定める規定となります。

第2項中、「100分の120」を「100分の125」に。これは、再任用以外の職員の期

末手当を100分の5、つまり0.05月分引き上げるものでございます。

後段の「100分の100」を「100分の105」に改め、これは一般職のうち、課長または主幹の職にある者の期末手当の割合を改めるものとなります。

第3項については、再任用職員の期末手当の割合を100分の2.5、つまり0.025月分引き上げるための改正でございます。

続いて、第21条第2項は、勤勉手当の支給割合を定める規定となります。

期末手当と同様に、再任用以外の職員は0.05月分、再任用職員は0.025月分を引き上げる改正となっております。

次に、別表1の改正でございます。新旧対照表は2ページからとなります。

高卒初任給の1級9号で1万2,000円、大卒初任給の1級25号で1万1,000円、そのほか全ての号給で上げが行われており、改定率につきましては、1級で平均5.2%、2級で2.8%、3級で1%、4級で0.4%、5級と6級は0.3%のそれぞれ引き上げとなっております。

続いて、第2条の改正についてになります。

議案書は9ページ、新旧対照表は8ページを御覧ください。

この第2条につきましては、附則において令和6年4月1日、来年度から施行するものとして規定をしております。

まず第4条第1項に定める手当の種類に、在宅勤務等手当を新たに追加をいたします。この中で在宅勤務、いわゆるテレワークが急速に普及したことを受け、テレワークを実施する場合に生じる光熱費や水道費等の負担に対応するため、手当の新設が勧告されたことによる改正でございます。

在宅勤務等手当については、条例第13条の6として新たに条文を設けます。

1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を住居、その他これに準ずるものとして規則で定める場所において勤務をすることを命ぜられた職員に、月額3,000円を支給することとしております。

なお、在宅勤務をした場合は、通勤をしていない日が生じますので、通勤手当につきましては、第13条の3を改正し、在宅勤務等手当を支給される職員については規則で定める割合を乗じて得た額を減じるということとしております。

本町では、これまでテレワークを実施したことはありませんけれども、将来的に実施することになった場合に備え、国に倣って規定を整備するものでございます。

次の第20条及び第21条の改正につきましては、今年度は12月支給分のみを増額し1年分の引き上げをまとめて行いますが、来年度については6月支給分と12月支給分の支給月数がそれ

ぞれ均等になるように引上げ月数を配分するための改正ということになっております。

なお、年間の合計支給割合については、今年度の引上げ後の月数と変更はございません。

最後に、議案書10ページの附則についてになります。

まず第1条の施行期日等です。この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第2条の改正規定は令和6年4月1日から施行することとしております。

また第2項で別表1の給料表の改正については、本年4月1日に遡って適用することとしております。

その結果、11月までに既に支給をした給与と生じた差額につきましては、年内に追加で支給をすることとしております。

第3項では、毎年4月から1年間の任用としております会計年度任用職員への適用については、来年4月の次の任用から適用する旨を規定をしております。

第2条は、既に支給している給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。

第3条は、このほかに条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとするものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対しての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

日程第6、議案第54号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第54号について御説明をいたします。

議案書は12ページ、新旧対照表は11ページからとなっております。

○議長（山本 定生君） 課長、これも同じく……

○総務財政課長（奥本 仁志君） 短時間で終わります。

別表1の労務職給料表の改正でありまして、こちらも人事院勧告に基づく改正でございます。

初任給で1万2,100円、若年層に重点を置き、全ての号給で1,000円から1万2,000円ほどの引上げとなっております。

議案書15ページを御覧ください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、一般職と同じく令和5年4月1日に遡って適用することといたします。第2項で会計年度任用職員の取扱いについても、一般職と同様に来年度からの適用とする旨を規定しております。第2条は、既に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決することに決しました。

日程第11、議案第59号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。よろしいですか。補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、4ページ、次に5ページ、事項別明細書、総括歳入6ページ、同じく総括歳出、次に7ページ、歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで、歳出全般についての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算書給与費明細書、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号令和5年度吉富町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第12、議案第60号令和5年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括歳入、5ページ、同じく総括歳出、次に、歳入6ページ、歳出7ページまで、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号令和5年度吉富町国民健

康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第13、議案第61号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算書5ページ、給与費明細書6ページ、7ページまで、以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号令和5年度吉富町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第14、議案第62号令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ、補正予算実施計画2ページ、予定貸借対照表3ページ、4ページ、補正予算明細書5ページ、給与費明細書6ページ、7ページまで、以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号令和5年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前10時32分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年11月30日

議 長

署名議員

署名議員